

箱島湧水発電事業実施方針

平成26年10月10日

東吾妻町

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 5 条
第 3 項の規定により、箱島湧水発電事業の実施方針を公表します。

平成 26 年 10 月 10 日
東吾妻町長 中澤 恒喜

目 次

第 1	特定事業の選定に関する事項	1
	1. 事業内容等に関する事項	1
	2. 特定事業の選定方法等に関する留意事項	2
第 2	民間事業者の募集及び選定に関する事項	3
	1. 事業者の募集及び選定方法	3
	2. 事業者の募集及び選定スケジュール	3
	3. 応募者の参加資格等	3
	4. 現地所在図	5
	5. 審査及び選定に関する事項	6
第 3	民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	6
	1. 基本的な考え方	6
	2. 予想されるリスクと責任分担	6
	3. 事業の監視	6
第 4	事業の立地並びに規模及び配置に関する事項	6
第 5	事業計画または協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	7
第 6	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	7
	1. 基本的な考え方	7
	2. 本事業の継続が困難となった場合における措置	7
第 7	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	7
第 8	金融機関との協定	7
第 9	その他の特定事業の実施に関し必要な事項	8
	1. 応募提案に伴う費用	8
	2. 実施方針に対する意見・質問の受付及び回答	8
表	予想されるリスクと責任分担	9
	(別紙) 意見・質問書	11

第1 特定事業の選定に関する事項

1 事業内容等に関する事項

(1) 事業名称

箱島湧水発電事業

(2) 事業場所

吾妻郡東吾妻町大字箱島地内

(3) 事業目的

本事業は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「PFI法」という。）に基づき、箱島湧水を源とする鳴沢川において水力発電を実施するものであり、地球温暖化防止対策への貢献、再生可能エネルギーの推進、災害時の非常用電源確保、及び事業収入により地域の活性化を図るものです。

(4) 事業概要

本事業は、民間事業者の持つ技術能力や資金を活用する方式を導入し、民間事業者の資金で設計及び施工した水力発電設備を町に無償譲渡後、民間事業者が効率的、安定的かつ安全に発電事業を行うために運営管理及び維持管理を行い、固定価格買取制度による売電収入から当該施設の使用料を町に支払うものです。

ア 事業の要旨

- ① 事業者は、町と事業者が結ぶ契約（以下「契約」という。）に基づき、発電設備の設計、施工、施工監理を行うものとします。
- ② 事業者は、完成後、発電設備を町へ無償譲渡するものとします。
- ③ 事業者は、契約期間内、計画する発電量を確保するために、発電設備の運転管理及び維持管理を自らの責任で行うものとします。
- ④ 事業者は、適切な計測・検証方法を導入し、発電状況を町へ報告するものとします。

イ 事業者の収入

事業者は、売電により収入を得るものとします。

ウ 町の収入

- ① 事業者は、契約に基づき売電収益の一定金額及び一定割合を町へ支払うものとします。
- ② 前各号の金額及び支払方法等については、事業者選定の際に提案を求める予定であり、町と事業者の合意に基づき、契約に定めるものとします。

(5) 事業期間

事業期間は、最大20年間とします。

(6) 事業方式

本事業の方式は、BTO（Build Transfer Operate）方式とします。

(7) 事業期間終了後の措置

事業期間の終了時、事業者は施設から速やかに退去するものとします。

なお、事業者は、事業契約期間満了後に町が発電設備を継続的に維持管理及び運営業務を行うことができるよう、契約期間満了日の3年前から維持管理及び運営業務に係る必要事項や操作要領、申し送り事項その他関係資料を町に提供するなど、事業の引継に必要な協議・協力を行うものとします。(事業契約期間満了以外の事由による事業終了時の対応については、事業契約書において示します。)

また、事業者は、事業期間中の本施設の適正な維持管理に努め、事業終了3ヶ月前(引渡の3ヶ月前)に本施設の性能が確保されていることを確認し、町の承諾を得ることとします。

(8) 事業実施のスケジュール

ア 優先交渉権者(事業者)等の選定	平成27年1月
イ 最終事業者と契約締結	平成27年2月
ウ 設計・施工・施工監理・試運転調整	契約日から平成29年3月31日まで
エ サービス開始日	平成29年4月

(9) 事業に必要とされる根拠法令等

- ア 河川法
- イ 水道法
- ウ 水質汚濁防止法
- エ 建築基準法
- オ 電気事業法
- カ 電気設備に関する技術基準を定める省令
- キ 道路法
- ク 環境基本法
- ケ 騒音規制法
- コ 振動規制法
- サ 消防関係法規
- シ 労働基準法
- ス 労働安全衛生法
- セ その他関係法令・条例・施行規則等

2 特定事業の選定方法等に関する留意事項

(1) 選定方法

町は、実施方針の公表後、本事業の実施可能性等を勘案し、これを実施することが適当であると判断したときは、特定事業として選定します。

(2) 選定基準及び手順

次の手順により客観的に評価を行い、評価結果を公表します。

- ア コスト算出による定量的評価
- イ PFI事業として実施することの定性的評価
- ウ 総合的評価

第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者の募集及び選定方法

事業者の募集及び選定は、公募型プロポーザル方式とし、応募者から事業提案を募ります。

2 事業者の募集及び選定スケジュール

(1) 実施方針の公表	平成26年10月10日(金)
(2) 実施方針に関する意見の受付	平成26年10月10日(金)～20日(月)
(3) 実施方針に関する意見の回答	平成26年10月下旬
(4) 特定事業の選定結果の公表	平成26年10月下旬
(5) 募集要項配布	平成26年11月上旬
(6) 説明会開催	平成26年11月中旬
(7) 募集要項等に関する質問受付・回答	平成26年11月下旬
(8) 参加表明書及び資格確認書類の受付	平成26年12月上旬
(9) 参加資格確認結果及び提案要請書の送付	平成26年12月上旬
(10) 現場ウオークスルー調査	平成26年12月中旬
(11) 提案書の受付	平成27年1月上旬
(12) 優先交渉者等の選定、公表	平成27年1月下旬
(13) 最終事業者との契約、公表	平成27年2月上旬

3 応募者の参加資格等

(1) 応募者の構成等

ア 応募者は、事業を行う能力を有する単独企業あるいはグループ(複数の企業の共同体)であること。

イ グループで応募する場合は、代表者を1社選定するとともに、構成員すべてを明らかにし、各々の役割分担を明確にすること。

ウ 応募者は、事業提案提出後において、事業運営会社を目的とした特定子会社等を町の合意を得て設立することができること。

(2) 応募者の参加資格

ア 応募企業あるいはグループ構成企業は、本事業を効率的かつ適切に実施できる体制を備えていること

イ 応募企業あるいはグループ代表企業は、平成16年度以降に完成引渡し完了した、地方公共団体発注による、5千万円以上の機械器具設置工事かつ電気工事の施工実績があること

ウ 発電施設の事業スキーム、資金調達スキーム、運営・維持管理方法を提案し、自らの責任で事業を実施できる者であること

エ 発電量の検証を行い、計画した発電量を達成できない場合には、その保証措置ができる者であること

オ 契約期間(最大20年)を全うするに値する経営等の状況にあること

(3) 応募者の制限

次のいずれかに該当する者は、応募者となることができない。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者

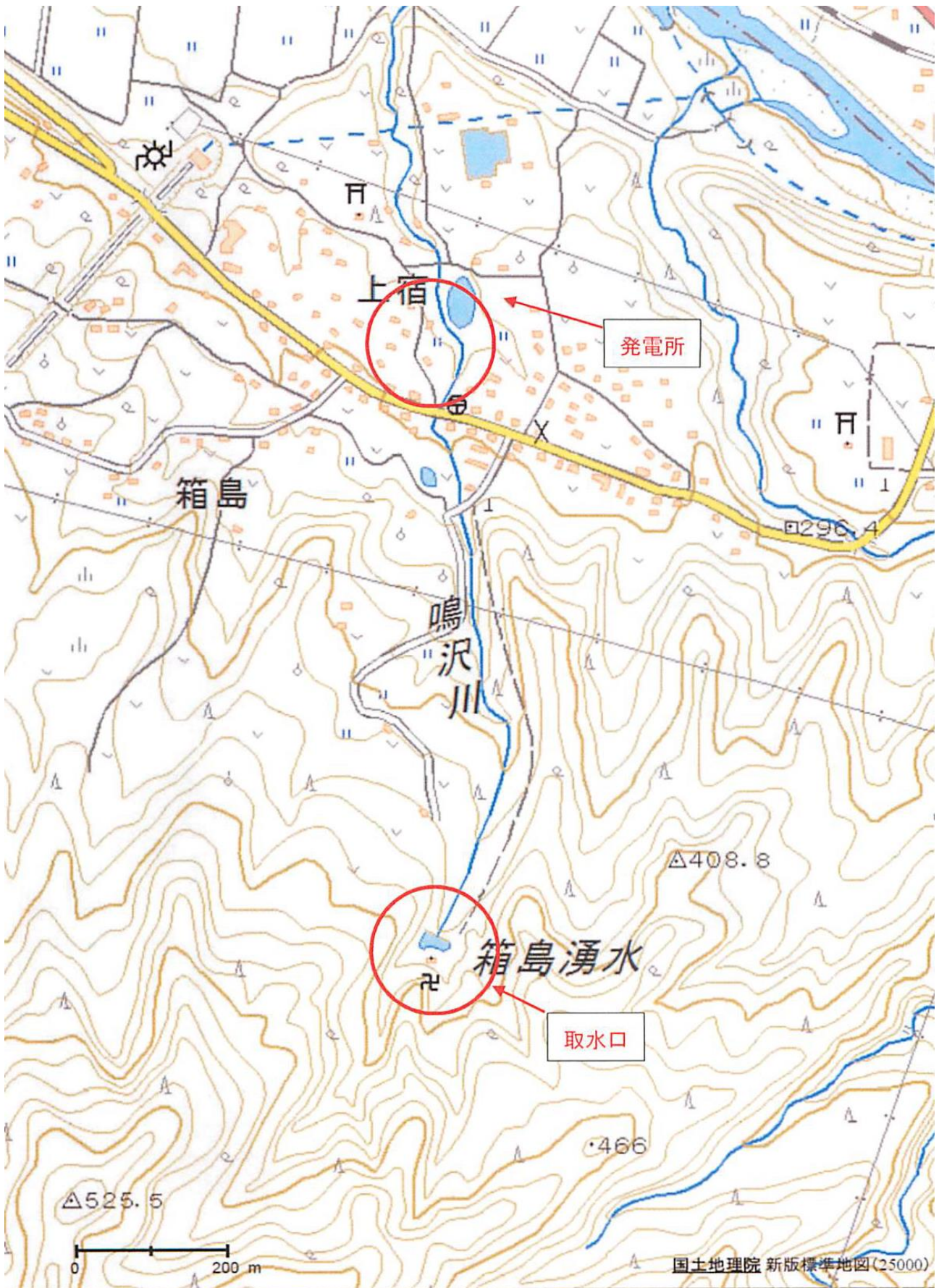
イ 指名停止を受けているもの

ウ 最近 1 年間の法人税、事業税、消費税、地方税を滞納しているもの

エ 本事業に関する発電計画策定の業務に携わった者（特定非営利活動法人 環境技術研究所）

なお、応募者は、エの者から本提案に関する援助を受けてはならないこと。

4 現地所在図



5 審査及び選定に関する事項

- (1) 選定会議の設置
事業提案の審査は、東吾妻町プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）で行います。
- (2) 審査方法
事業提案の内容は、事業計画内容、資金計画内容、技術提案内容、運営管理内容、維持管理内容、地域貢献内容等の各面から、総合的に行います。
- (3) 事業者の選定
審査委員会における審査を経て、町は、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定します。
- (4) 選定結果の公表
町は、審査委員会の選定結果を公表します。

第3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 基本的な考え方

事業者は、担当する業務について責任をもって遂行し、事業に伴い発生するリスクを負うものとします。

ただし、町が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、町が責任を負います。

2 予想されるリスクと責任分担

事業者が責任を持つ範囲の概要は次のとおりとします。

- (1) 計画・設計段階
- (2) 建設・施工段階
- (3) 運転管理・維持管理関連
- (4) 計測・検証
- (5) 収入

なお、具体的な責任範囲は別紙「予想されるリスクと責任分担表」によるものとします。

3 事業の監視

町は、事業者が運転・維持管理する内容を確認するため、事業者に対して定期的に報告等を求めることができることとし、契約で規定します。

第4 事業の立地並びに規模及び配置に関する事項

- | | |
|----------|---------------------|
| 1 水系・河川名 | 利根川水系吾妻川支川鳴沢川 |
| 2 発電所位置 | 吾妻郡東吾妻町大字箱島字宿 791-3 |
| 3 取水口位置 | 吾妻郡東吾妻町大字箱島字橋倉 899 |
| 4 放水口位置 | 吾妻郡東吾妻町大字箱島字宿 791-3 |
| 5 放流先 | 群馬県水産試験場箱島養鱒センター |

- 6 基本計画
- | | |
|----------|-------------------------|
| (1) 平均流量 | 0.2783m ³ /s |
| (2) 取水位 | 373.0m |
| (3) 放水位 | 287.5m |
| (4) 総落差 | 85.5m |
- 7 水利権 群馬県所有、従属発電として登録見込
- 8 系統連携 東京電力と協議中

第5 事業計画または協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

契約に疑義が生じた場合、町と事業者は、誠意をもって協議するものとします。

また、契約に関する紛争については、前橋地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1 基本的な考え方

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、契約に定める事由ごとに、町と事業者の責任に応じて、適切な措置を講じるものとする。

2 本事業の継続が困難となった場合における措置

(1) 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

- ① 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合、町は、契約の定めに従い契約を解除することができます。
- ② 事業者が倒産し、又は財務状況が著しく悪化し、本事業の継続的履行が困難となった場合、町は、契約の定めに従い契約を解除することができます。
- ③ 前各号の規定により、町が契約を解除した場合、町は事業者に対し契約書の定めに従い、新たな事業者への本事業の引き継ぎ等を求めることができます。

(2) 町の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

- ① 町の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合、事業者は、契約を解除することができます。
- ② 前号の規定により、事業者が契約を解除した場合、事業者は町に対し契約書の定めに従い、生じた損害に対する賠償を求めることができます。

(3) いずれの責めにも帰さない事由により本事業の継続が困難となった場合

町と事業者は、事業継続の可否について協議するものとします。

第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

町は、財政、金融、税制等の特段の支援・優遇措置を行わないこととします。

第8 金融機関との協定

- (1) 本事業が適正に遂行されるため、必要に応じて、事業者資金提供を行う金融機関と町とで協議し、直接協定を締結することがあります。
- (2) 提案者（入札参加者）は、事業者選定プロセスにおいて、自らの責任において株式会社民間資金等活用事業推進機構（以下、「機構」という。）の出融資を利用することを前提として提案（応募）す

ることができます。ただし、提案者（入札参加者）は、出融資について必ず機構に相談する必要はなく、あくまで提案者（入札参加者）の判断とします。なお、機構の支援決定は、支援基準に則り民間資金等活用事業支援委員会が判断を行うため、機構の出融資等が確約されたものではなく、機構の出融資の詳細、条件等につきましては提案者（入札参加者）が直接機構に問い合わせください。

第9 その他の特定事業の実施に関し必要な事項

1 応募提案に伴う費用

応募に係る費用は、すべて応募者の負担とします。

2 実施方針に対する意見・質問の受付及び回答

この実施方針に対する意見は、別紙（意見書）により郵送、ファクシミリまたはメールで受け付けます。

受付期間は平成26年10月10日（金）から平成26年10月20日（月）までとします。

担 当：東吾妻町役場 東（あづま）支所

住 所：〒377-0892 群馬県吾妻郡東吾妻町大字奥田 39-1

電 話：0279-59-3111

F A X：0279-59-3944

メール：azuma-s@town.higashiagatsuma.gunma.jp

表 予想されるリスクと責任分担

	リスクの種類	リスクの内容	負担者		
			町	事業者	
共通	募集要項の誤り	募集要項の記載事項に重大な誤りがあるもの	○		
	提案書の誤り	提案書の記載事項に重大な誤りがあるもの		○	
	第三者賠償	町の事由によるもの		○	
		事業者の事由によるもの			○
		第三者等の事由によるもの		○	○
	安全性の確保	設計・建設・維持管理における安全性の確保			○
	環境の保全	設計・建設・維持管理における環境の保全			○
	制度の変更	法令の変更に関するもの		○	
		税制の変更に関するもの			○
	行政	県または町の政策転換によるもの		○	
	資金調達	本事業に必要な資金の確保に関すること			○
	物価変動	本事業に係る物価変動に伴う費用の増加			○
	施設の損害	町の事由によるもの		○	
		事業者の事由によるもの			○
		第三者の事由によるもの		○	○
天災等不可抗力によるもの			○	○	
事業の中止・延期	町の事由によるもの		○		
	事業者の事由によるもの			○	
	天災等不可抗力によるもの		○	○	
計画・設計	設計変更	町の事由によるもの		○	
		事業者の事由によるもの			○
	応募コスト	応募コストの負担に関するもの			○

	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			町	事業者
建設・施工	工事遅延・未完工	町の事由によるもの	○	
		事業者の事由によるもの		○
	工事費増大	町の事由によるもの	○	
		事業者の事由によるもの		○
	仕様不適合	施工不良		○
維持管理・運営管理	施設の瑕疵	補修が必要な瑕疵が見つかった場合		○
	維持管理費・運営管理費の上昇	町の事由に関するもの	○	
		事業者の事由に関するもの		○
		その他の事由に関するもの	○	○
計測・検証	ベースライン調整	発電に必要な湧水量の顕著な変動	○	○
		事業者の計画誤り、発電機器が性能を達成しない場合		○
		上記以外の変動要因の場合	○	○
収入	収入変動	発電に必要な湧水量の顕著な変動	○	○
		事業者の計画誤り、発電機器が性能を達成しない場合		○
		再生可能エネルギーの買取価格の減少	○	○

別紙（意見・質問書）

実施方針に対する意見・質問書

平成 年 月 日

東吾妻町長 中澤 恒喜 様

企業名

職名・氏名

平成 26 年 月 日付け「箱島湧水発電事業実施方針」第 9 の規定に基づき、意見書を提出します。

記

意見項目	
意見内容	